

建築設備士に一級建築士試験の受験資格を付与することについて

国土交通省住宅局建築指導課
(財)建築技術教育普及センター

平成20年2月7日、昭和56年建設省告示第990号の一部が改正され、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18に規定する建築設備士として建築に関して4年以上の実務の経験を有する者について、新たに一級建築士試験の受験資格が付与されることとなりました。

これにより、該当する者は、平成20年の一級建築士試験の受験が可能となります。

[参考：http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/07/070207_.html]

○平成20年試験の予定(正式には平成20年4月1日頃官報に公告します。また、(財)建築技術教育普及センターのホームページにも掲載します。[参考：<http://www.jaeic.or.jp/>])

受験申込書の配布：4月下旬～5月中旬

受験申込書の受付：5月中旬

学科の試験：7月下旬

設計製図の試験：10月中旬

問い合わせ先：(財)建築技術教育普及センター
一級建築士試験担当
(TEL 03-5524-3105)